

一般競争入札方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成 30 年 11 月 9 日

（契約担当者）

沖縄県土木建築部 中部土木事務所
所長 真栄里 嘉孝

1 業務概要

- (1) 業務名 中部管内渋滞交差点詳細設計業務委託（H30-3）
- (2) 履行場所 中部土木事務所管内
- (3) 業務内容 交差点詳細設計：1 式 測量：1 式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、入札において最低の価格で落札した者を受注者とする一般競争入札方式である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県の平成 29・30 年度測量及び建設コンサルタント業務入札参加希望業者名簿に土木関係コンサルタント（登録業種：「道路」）として登録された者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- エ 入札参加資格確認申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に以下の基準の全てに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に本店があること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 沖縄県内に本店があること。

(イ) 2 (2) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成 21 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体（構成員を含む）として、実施した業務の実績を有さなければならない。

a 同種業務：平成21年度以降から公告日までに完了した、**沖縄県内の交差点の概略、予備もしくは詳細設計業務の実績が2件以上**ある。再委託による業務の実績は含まない。）※国（沖縄総合事務局）・沖縄県の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士（総合技術監理部門[建設-道路]）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士（建設部門[建設-道路]）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成 13 年度以降に試験に合格した者は、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）

c R C C M（建設部門[道路]）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成 21 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a の実績を有すること。

a 同種業務：平成21年度以降から公告日までに完了した、**沖縄県内の交差点の概略、予備もしくは詳細設計業務の実績が1件以上**ある。再委託による業務の実績は含まない。）※国（沖縄総合事務局）・沖縄県の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

※管理技術者、もしくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。照査技術者として携わった実績は対象外である。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約をした業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務の契約金額が4億円かつ手持ち業務の件数が10件（契約日時点での手持ち業務と本業務の中に、契約金額1,000万円を超える業務で管理技術者低入札基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の金額が2億円かつ手持ち業務の件数が5件）を超えないこととし、超えた場合は遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(ア)から(エ)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

(ア) 当該管理技術者と同等の業務実績を有する者

(イ) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(ウ) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

(エ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

※手持ち業務量とは、公告日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和 61 年土総第 429 号）に定める指名基準による。なお、同要領第 2 条の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成 30 年 11 月 9 日（金）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

ウ 問い合わせ先 公告文 5 (5)アの場所

エ 本業務の配付資料については、本業務の入札手続においてのみ使用可能であり、許可なく使用したり、転載することを禁ずる。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出等

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいて申請書（別記様式 1 のみでよい）を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出方法等

(ア) 提出期間 平成 30 年 11 月 9 日（金）から平成 30 年 11 月 15 日（木）まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知

電子入札システム又は書面にて、平成 30 年 11 月 21 日（火）を予定する。

(3) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電送（メールやファクシミリ等）による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成 30 年 11 月 28 日（水）9 時 00 分

入札書提出締切日時：平成 30 年 11 月 28 日（水）15 時 00 分

イ 持参による場合

持参日時：平成 30 年 11 月 29 日（木）9 時 50 分

持参場所：沖縄県土木建築部 中部土木事務所 4 階入札室

沖縄県沖縄市美原 1-6-34 沖縄県中部合同庁舎 4 階

※入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成 30 年 11 月 29 日（木）10 時 00 分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第 100 条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 100 条第 2 項に該当する場合は免除とする。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第 101 条及び土木設計業務等委託契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する場合は免除とする。

また、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 5 を県に納付しなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、入札参加資格確認申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期限後において、原則として入札参加資格確認申請書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 入札参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎3階
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

イ 応募調書資料関係：

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎3階
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 計画調査班
電話番号 098-894-6518

ウ 設計図書関係：

イと同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 取付け要件

以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。

- ・ 中部管内渋滞交差点詳細設計業務委託（H30-2）
- ・ 中部管内渋滞交差点詳細設計業務委託（H30-4）

(8) 最低制限価格等の設定

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（土木関係）

- a 直接人件費の額
- b 直接経費の額
- c その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- d 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

※平成30年7月1日付けで、最低制限価格が改正され施行されました。詳しくは、以下ホームページをご参照下さい。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/index.html>